科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 27 年 5 月 30 日現在

機関番号: 1 4 5 0 1 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2012~2014

課題番号: 24530048

研究課題名(和文)「条約体制内合意」の成立基盤ー時間の流れの中にある条約の位相

研究課題名(英文) Agreements within Treaty Regimes: Treaties over Time

研究代表者

柴田 明穂 (Shibata, Akiho)

神戸大学・国際協力研究科・教授

研究者番号:00273954

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、時の流れと共に変わる国際社会における利害関係や価値観に条約体制が内発的に適合していくダイナミックなプロセスを「条約体制内合意」という概念にて説明することを試みた。研究対象として、生物多様性条約(CBD)体制、南極条約体制、そして国際捕鯨取締条約(ICRW)制度の発展過程を分析した。CBD体制については、2010年名古屋・クアラルンプール補足議定書を同体制の「発展」と捉えて、その国際法的意義と課題を明らかにした。南極条約体制についてはその国内実施を通した解釈・適用の実行が、ICRW制度についてはIWCの決議や勧告が、条約体制を展開(evolve)させていることを明らかにした。

研究成果の概要(英文): This research examined the dynamic process of treaty regimes that internally adapts to changing interests and values of the international community, and proposed a working concept of "Agreements within Treaty Regimes" as a theoretical underpinning of treaty regime evolution. As examples, this research analyzed (1) Convention on Biological Diversity (CBD) regime; (2) Antarctic Treaty system (ATS); and (3) International Whaling Convention (ICRW) regime.

In CBD regime, this research examined in detail its evolution through an adoption of a new treaty: the

In CBD regime, this research examined in detail its evolution through an adoption of a new treaty: the Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol and identified its legal significance. In ATS, it was the Parties' practice of domestic implementation, whereas in ICRW regime, it was the resolutions of IWC, that made the respective treaty regimes to "evolve". These practice and resolutions may not establish "agreements" of all treaty parties; nevertheless, they did have a significant impact on the interpretation of the treaty provisions.

研究分野: 国際法

キーワード: 国際法 条約法 名古屋・クアラルンプール補足議定書 南極条約 国際捕鯨取締条約

1.研究開始当初の背景

「あらゆる法秩序は時の流れの挑戦を受け、法はそれが創り出す社会秩序を守ろうとする努力をしなければならない。」(Michael Virally)「法的事実は、紛争発生時ないしその解決に付された時点の法ではなく、当該事実と同時期に存在した法に照らして評価されなければならない。」(1928 年パルマス島事件仲裁裁判所)「法秩序は、その環境に適合しそれと共に発展しうるものでなければ、生き延びられない。」(Serge Sur)「(欧州人権)条約は、生きた文書(a living instrument)であり、今日の諸条件に照らして解釈されなければならない。」(1978 年Tyler 対英国欧州人権裁判所)

法と時間の問題 (Pierre-Marie Dupuy, "Evolutionary Interpretation of Treaties: Between Memory and Prophecy," in *The Law of Treaties Beyond the Vienna Convention* (2011))は、国際社会においては、主権国家の合意に基礎づけられる条約、特に締約国数が150 を越えその改廃が容易ではない多国間条約につき、そして国際的な諸問題のほぼ全ての側面を何らかの形で条約が規律している多国間条約遍在の時代にあって、クローズアップされる。時間の流れの中にある条約の位相は、国際法の極めて現代的な課題である。

1990 年代初めには既に「条約渋滞」が叫ば れていた国際環境条約は、法と時間の問題が 発現しうる典型的な分野である。2010 年にオ ーストラリアが日本を国際司法裁判所に訴え た南極海における捕鯨事件も(ICJ, Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan))、 鯨資源の持続 的利用を目的に採択された1946 年国際捕鯨 取締条約が、国際社会の政治経済状況や国際 世論の変化により鯨を保護する条約に変容し たか、が争われている事例とも言える。平成 21~23 年度に実施した挑戦的萌芽研究(「国 際法理論と環境条約交渉のインターフェイ ス」研究代表者:柴田明穂)にて明らかにし たように、有害廃棄物の越境移動の規制に関 するバーゼル条約は、その基本的性格を、1989 年採択当時の管理された廃棄物貿易の国際法 制度から先進国から途上国への廃棄物移動は 原則的に禁止するという制度に、1995 年の条 約改正を発効させて転換させようとしている。 そして、条約改正の発効要件に関する条約規 定を、締約国会議の決議で採択されうる「後 の合意」によって読み変えて、この転換を実 現しようとしている。条約の解釈適用を律す る一般国際法たるウィーン条約法条約の関連 規定(第31条3項(a)「後の合意」)を、バー ゼル条約体制内において独自に解釈し適用し ようとしているのである。こうした環境条約 体制内において発現する「合意」が、条約法 条約で念頭に置かれていた個別的かつ形式的 な合意とは、その性質において異なることは、 柴田明穂「締約国会議における国際法定立活 動」『世界法年報』25 号(2006 年)及びAkiho Shibata, "International Environmental

Lawmaking in the First Decade of the Twenty-first Century," *Japanese Yearbook of International Law*, Vol.31 (2012 掲載決定)において問題提起している。しかし、「条約体制内合意」の積極的かつ理論的な位置づけには未だ至っていなかった。

国連国際法委員会(ILC)は、2009 年より「時 間の経過と条約(treaties over time)」の問題を取 り上げ、検討を続けている(ILC Report 2011, para.344-354)。ILC の問題関心は本研究課題 のそれと類似しており、ILC における理論的 検討は本研究課題に多くの示唆を与える可能 性がある。研究開始当初、このプロジェクト は、ドイツのGeorge Nolte を議長とする研究 グループにおいて、条約の解釈基準としての 「後の合意」と「後の慣行」を中心に、かつ、 裁判ないし準司法的機関(世界貿易機関 (WTO)の紛争処理機関の判断含む)における 同基準への言及を題材として検討が行われて いたが (George Nolte, "Subsequent Practice as a Means of Interpretation in the Jurisprudence of the WTO Appellate Body," in The Law of *Treaties Beyond the Vienna Convention* (2011)), その後、ILCの正式の議題となって検討が続け られている。

2. 研究の目的

以上の着想及び先行研究を踏まえて、本研 究では、以下のことを3年間の研究期間内で 明らかにすることを目標といた。第1に、「条 約体制内合意」を、共通目的を定め、そのた めに協力していくことを約束し合った条約 締約国間において醸成された共同体意識を 基盤とする、特定の条約内において一定の条 件が満たされた場合に特徴的に発現しうる 国家間の合意のあり方として仮説的に提示 し、環境条約制度内の実行を中心に、今一度、 この合意のあり方(条約の歴史、背景、成熟 度、組織的及び手続的制度など)を実証的に 提示する。第2に、その合意のあり方が、そ うした共同体意識を前提としない「白紙の上 の」合意-そしてそれは条約法条約が想定し ていた合意であろうと思われる-といかなる 意味で異なりうるのかを、ILC「時間の経過 と条約」の議論などを参考にしながら考察す る。具体的には、社会適合的に条約の発展的 な解釈を可能にする「後の合意」「後の慣行」 が成立しうる条件(誰の、どの範囲の、どの ような形式によって条約内の合意が成立し うるか)の検討、そして条約制度内の慣行に 基づく条約の実質的改正の可能性とその理 論的説明の仕方を中心に検討する。

3. 研究の方法

本研究は、具体的な条約制度を取り上げた 実証的方法をとる。本件研究では、(1)生物 多様性条約(CBD)制度、(2) 南極条約体制 (ATS)、(3) 国際捕鯨取締条約(ICRW)制度を

取り上げた。なぜなら、(1)の CBD 制度は、 1992年のCBDで確立された規範枠組を後の議 定書等により具体化していくという、枠組条 約-議定書という環境条約制度発展の典型例 を示しているからである。これに対して、(2) の ATS は、1997 年に南極条約環境保護議定書 が採択されてからは、2005年に第 VI 附属書: 環境上の緊急事態における責任が採択され ている(未発効)が、基本的には 1997 年議 定書の各国による国内実施を踏まえての制 度展開となっている。(3)の ICRW 制度につい ては、持続的捕鯨継続を支持する日本などと 反捕鯨国との間で激しい政治的対立が続き、 制度麻痺が叫ばれる中で、日本の調査捕鯨を ICRW 違反とする訴訟が ICJ に提訴され、本研 究期間内の 2014 年 3 月 31 日に判決が出され た。この判決で、ICRW 制度の展開がどのよう に判断されたかが注目されるのである。

4. 研究成果

本研究は、極めて意義深い成果を挙げるこ とができた。まず、理論的背景を確認するた め、国連国際法委員会(ILC)の「時間の経過 と条約」の議論をジュネーブに2セッション 連続して出張して直接傍聴し(本議題は2012 年までスタディーグループに位置づけられ ていたため、配布文書を含め、その審議は非 公開である。従って、現地にて情報収集する ことが必要であった入条約法上の解釈準則 である「後の合意」ないし「後の慣行」によ る条約体制の変容・発展をどこまで理論的に 説明できるかにつき検討を行った。その成果 を、国際法外交雑誌誌上にて報告した。また、 学説上の検討状況を確認するため、E. Cannizzaro ed., The Law of Treaties beyond the Vienna Convention (2011), Georg Nolte ed., Treaties and Subsequent Practice (2013)を取り 上げ、精読した。

実証研究としては、(1)の CBD 制度につき、生物多様性条約(CBD)第 11 回締約国会議(2012 年インド・ハイデラバード)、第 12 締約国会議(2014 年韓国・平昌)に参加し、主に、カルタヘナ議定書による発展と、2010年名古屋・クアラルンプール補足議定書(NKL-SP)による展開の可能性を検討した。その中間報告を、2013 年 3 月フランス・グルノーブル大学で行われた研究報告会にて発表した。

その後も、主に NKL-SP の検討を継続し、 その集大成として、本研究期間最終年の 2014 年 4 月に International Liability Regime for Biodiversity Damage: The Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol (柴田明穂編、 ラウトレッジ社、282 頁+xv)を発刊した。 本書は、CBD 制度の基本枠組みを維持しつ つ、国際社会の要求に応えるため、LMOs を 原因とする生物多様性損害に対処する新た な責任 (ライアビリティ)制度が如何に構築 されたかを分析している。特に、欧州の国内 法、そして ILC における議論を通じて生じて いた一般国際法上のライビリティ概念の展 開が、NKL-SP に取り込まれ、初めて行政的 アプローチといわれる内容のライビリティ 制度が一般環境条約として採択された意義 を明らかにした。これは、2000 年バイオセ イフティーに関するカルタヘナ議定書第 27 条が想定していた「ライビリティ」とは異な るが、条約法条約第31条3項(c)でいわれる 統合理論が具体的に発現した事例と位置づ けることができる。もっとも、同書は、この CBD 制度内合意の展開が、行政的アプロー チ的なライビリティを支持する欧州、日本に 加えて、LMO 生産国であるブラジルやイン ドと、引き続き民事責任を主張するマレーシ アやアフリカ諸国との政治的妥協の産物で あることも、同時に明らかにしている。

以上の研究成果を世界的に披露し、批判的 インプットを得るために、2014年 10月に韓 国・平昌において、NKL-SP の意義につき検 討する国際ワークショップを開催した。2015 年3月には英国国際法比較法研究所(BIICL、 ロンドン)主催の国際セミナーで A New Dimension in International Liability Regimes & 題して報告を行い、国際環境法の大家 Alan Boyle 教授などからコメントを得る機会をも った。なお、BIICL での報告内容は、Akiho Shibata, "International and Domestic Laws in Collaboration: An Effective Means Environmental Liability Regime-making", L'Etre Effectiveness and Purposes International Law (Brill, June 2015)にて公表予 定である。

第2の実証研究は、南極条約体制(ATS)を対象にしたものである。ATS は、南極における領土紛争を内在的に抱えており、条約として規定できることに限界がある。更に、ATS は、いわゆる「二重レンズ」を通して領土主主良いとそれを否定する国とが互いに都合が1名である。ATS の発展の契機は、ATS が特徴である。ATS の発展の契機は、ATS が特徴である。ATS の発展の担が、ATS が特徴である。ATS の発展の担が、ATS が特徴である。この問題を、日本の南極条約実施のの解釈に基づく国内実施の南極条約実施のの方を通して明らかにした研究成果が、2015 年1月に発表された、「南極環境責任附属書の諸相』(信山社、2015年1月)である。

この論文は、南極条約が成立した 1959 年当時では考えられなかったような南極での多様な民間活動に対応するために、ATS は、環境保護議定書 (1991 年)、附属書 VI (2005年)に加えて、法的拘束力ある措置(Measures)を多数採択することを通してきたことを明らかにした。特に、この論文では、南極クルーズ船観光など船舶による南極海へのアクセス増大を前に、その規制に取り組む ATS と公海自由の原則(南極条約第6条)とがどのように展開してきたかを考察した。その上で、我が国の担保法である南

極環境保護法が、1959 年成立当時の「公海の自由」を想定して起草・実施されており、 ATS の発展に国内実施法が追いついていない状況が生まれていることを明らかにした。

第3の実証研究は、ICJ 南極海捕鯨事件を 契機に注目されることになった ICRW 制度 の発展である。本研究では、まず 2013 年に オランダ・ハーグでの口頭弁論を傍聴し、当 該事件で争われている ICRW 制度の展開の あり方につき、訴訟当事国(参加国の NZ も 含む)の主張を集中的に分析した。両国は、 ICRW 制度の発展的解釈ないし条約機関 IWC の決議を通した発展の可能性につき議 論を展開しており、条約制度内合意のあり方 に関する裁判所の判断が注目されるところ となった。

2014年3月31日に下されたICJ 南極海捕 鯨事件判決は、本研究テーマにとって極めて 示唆的な判示をした。その内容につき、2014 年9月国際法学会において、ICRW の発展的 解釈ないし条約機関 IWC の決議を通した発 展の可能性という視点から「ICRW as an Instrument: Evolving Potential Implications of the Whaling Judgment」と題して 報告を行った。その後本報告は、編集委員会 の審査を経て、Japanese Yearbook of International Law, Vol. 58 (2015)に掲載される ことが決定した。本報告では、判決の論理は、 ICRW の内部的条約機関である IWC や科学 委員会との締約国の協力義務を根拠に、コン センサス採択された非拘束的な IWC 決議や 科学委員会の指針のみならず、多数決で採択 された IWC 決議なども「誠実に考慮する責 務」が、決議に反対した締約国にも課されう ることを明らかにした。具体的には、裁判所 が提示した調査捕鯨であるかを判断する審 査基準の中には、鯨類保全(conservation)の 考え方に基づいて多数決(日本反対)で採択 された IWC 決議などから導かれているもの があることを明らかにした。これは条約制度 内合意を、条約機関との協力義務と理解し、 この協力義務を介して、条約機関が多数決で 採択する文書に示された規範的展開を、条約 解釈に取り込む新たなアプローチとして注 目される。もっとも、条約制度内の協力義務 が成立する基盤は、締約国間で共有された条 約目的であるはずであるが、ICRW の場合は、 この基盤が崩壊していたことを、ICJ は適切 に考慮していなかったことにつき、問題があ る。

本研究では、更に、上記の内容も踏まえて、日本がその後判決をどのように理解し履行しているかにつき検討した。その中間報告を、ロンドン大学クイーンメアリ校で 2015 年 3 月に開催した国際セミナーで、One Year After: What the Whaling Judgment Left Us With と題して披露し、国際法の専門家である Malgosia Fitzmaurice, Roger O'Keef, Michael Bowman, Philippa Webb と議論を行った。その成果の一部は、世界法年報第 35 号(2015)に掲載され

ることが決定した。

以上の研究の結果、条約制度内合意の内実 は、基本的には締約国間の後の合意(条約法 条約第31条3項(a)) として理解することが できる。しかし、条約解釈を越える条約制度 の発展は、第1に、議定書さらには補足議定 書などの新たな条約の採択により可能であ るが、その際、母体条約で想定されていた(合 意されていた)概念の具体化に際して、条約 法条約第31条3項(c)の統合理論を介して、 当初の想定とは異なる制度として展開する ことが可能であり、実際、名古屋・クアラル ンプール補足議定書の採択により、それが実 現されていることを明らかにした。 加えて、 南極海捕鯨事件 ICJ 判決は、条約制度内合意 の一発現形態として、条約機関との協力義務 を提示し、この協力義務は、条約機関が多数 決で採択した非拘束的決議等に反映された 規範的展開(実質的な条約改正)を、反対国 を含め「誠実に考慮する責務」を導くと判示 した。この ICJ の論理は、条約制度発展を、 制度内の少数反対国にも課すことを可能に するものであり、注目に値する。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計8件)

<u>柴田明穂</u>「4.時間が経過した条約(国連 国際法委員会第64会期の審議概要)」『国際 法外交雑誌』第111巻3号(2012年)77-80頁 (査読なし)DOIなし

<u>柴田明穂</u>「第2章 法源・慣習法」浅田正 彦編『国際法第2版』(2013年)33-50頁(査 読無し)DOIなし

<u>柴田明穂</u>「第9章 国際化地域・空域・宇宙空間」浅田正彦編『国際法第2版』(2013年)199-218頁(査読無し)DOIなし

Akiho Shibata, "Introduction: The Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol on Liability and Redress", in International Liability Regime for Biodiversity Damage: The Nagoya Kuala Lumpur Supplementary Protocol (Routledge, 2014), pp.1-14 (査読あり) DOI なし

Akiho Shibata, "A New Dimension in International Environmental Liability Regimes: A prelude to the Supplementary Protocol", in International Liability Regime for Biodiversity Damage: The Nagoya Kuala Lumpur Supplementary Protocol (Routledge, 2014), pp.17-51 (査読あり) DOI なし

Akiho Shibata, "Conclusion: Beyond the Supplementary Protocol", in International Liability Regime for Biodiversity Damage: The Nagoya Kuala Lumpur Supplementary Protocol (Routledge, 2014), pp.240-51 (査読あり) DOI なし

柴田明穂 「南極環境責任附属書の国内実施

-日本の課題と展望」江藤淳一編『国際法学の諸相』(2015年)633-667頁(査読無し)DOIなし

Akiho Shibata, "International and Domestic Laws in Collaboration: An Effective Means of Environmental Liability Regime-making", in L'être situé, Effectiveness and Purposes of International Law (Brill, 2015), pp.193-213 (査読あり) DOI なし

[学会発表](計6件)

<u>柴田明穂</u>「条約制度と一般国際法のインターフェイス:『基底的規範』に関する ILC の 議論を題材に」国際法学会(招待講演)2012 年10月7日(東京ビックサイト会議棟)

Akiho Shibata, "Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol: Its legal significance and implementation challenges for Japan", Grenoble Grand Public (招待講演) 2013 年 3月 21 日 (フランス・グルノーブル大学法学院)

Akiho Shibata, "Good Faith as a Principle relating to Climate Change", ILA Committee on Climate Change, Intersessional Meeting (招待講演) 2013年6月1日(フランス・アクサンプロヴァンス大学)

Akiho Shibata, "ICRW as an Evolving Instrument: Potential Broader Implications of the Whaling Judgment", 国際法学会(招待講演) 2014年9月19日(新潟朱鷺メッセ)

Akiho Shibata, "A New Dimension in International Liability Regimes", Arthur Watts Public International Law Seminar Series (招待講演) 2015 年 3 月 11 日 (英国国際法比較法研究所)

Akiho Shibata, "One Year After: What the Whaling Judgment Left Us With", Panel Discussion: Japan Resumes its Scientific Whaling (招待講演) 2015年3月15日(英国ロンドン大学クイーンメアリ校)

[図書](計2件)

Akiho Shibata ed., International Liability Regime for Biodiversity Damage: The Nagoya-Kuala Lumpur Supplementary Protocol (Routledge, 2014), 282p.

Shotaro Hamamoto, Hironobu Sakai, and <u>Akiho Shibata</u> eds., L'être situé, Effectiveness and Purposes of International Law (Brill, 2015), 299p.

〔産業財産権〕 出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕 ホームページ

http://www2.kobe-u.ac.jp/~akihos/index.html

6.研究組織

(1)研究代表者

柴田明穂(SHIBATA, Akiho) 神戸大学大学院国際協力研究科・教授 研究者番号:00273954

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし